

見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針

(平成7年3月10日知事決裁)

1 保全・活用・創造の基本的方向

見沼田圃は、江戸時代以降の長い沿革をもち、様々な文化や技術が継承されてきた地域であり、首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間である。

見沼田圃の大半は農地であり、これまで主として治水上の要請から見沼三原則により土地利用が規制され、農業者の営農努力によって現在のような緑地空間として保全されてきたものである。

農地は食料の供給の場である外に、田園景観の形成、農業体験等を通じての情操教育の場となるなど、多面的な機能を有するとともに、その保全を通じて県土及び環境の保全等の機能が発揮されるが、これらの機能は、農家の適正な農業生産活動や農地の管理を通じて維持増進されるものである。

しかしながら、近年における見沼農業の変容や周辺における著しい都市化の進展及びこの地域の治水事業の進捗の見通し等を考えると、主として農家に協力を求めてきたこれまでの見沼三原則に代わり、農家及び土地所有者等の地域住民、都市住民並びに行政が一体となって見沼田圃の保全・活用・創造を図っていく新たな土地利用の方策を定めることが必要となっている。

その基本的方向としては、見沼田圃を人間の営みと自然が調和を保つ地域として、また、市街地に隣接した緑豊かな空間として、効率的・安定的に農業経営が行える場として整備するとともに、ライフステージに応じた自然とのふれあいの場として整備するなど、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図るものとする。

なお、公園、緑地等として土地利用を行う場合には、農業との調和が図られるよう留意しながら、緑地や水辺地帯を野生生物の生息・生育空間として整備するなど、自然環境の保全・創造に配慮していくものとする。

こうした方向で見沼田圃の保全・活用・創造を図っていくためには、埼玉県、さいたま市及び川口市が重要な役割を果たすべきことはもとより、農家及び土地所有者等の地域住民、都市住民並びに行政がともに力を合わせていくことが肝要である。

この地域を美しく守り、見沼田圃からの多様な恩恵を持続的に享受できるようにしていくことは、次世代にかけての我々の責務である。

このため、行政の果たすべき役割を明示するとともに土地利用の基準を定めるものであり、今後、見沼田圃の土地利用は、この基本方針に則って行うものとする。

2 行政の役割

治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図り、見沼田圃からの多様な恩恵を持続的に享受できるようするため、埼玉県、さいたま市及び川口市は、以下のこととに努めるものとする。

- (1) 見沼田圃を保全・活用・創造する事業を積極的に推進する。

特に、芝川沿線地域等の比較的農業生産活動の場として適していない地域に、治水機能を併せ持った「都会のオアシス」とも言える都市公園等質の高い緑地環境を整備する。

また、見沼田圃の保全・活用・創造が国の計画に位置付けられるよう、関係機関に積極的に働きかける。

- (2) 芝川流域の治水安全度の向上を図るため、貯留容量が最も大きく治水効果のある芝川第1調節池工事を重点的に施工するとともに、効率的な河道の改修を行い、芝川改修事業を積極的に推進する。

また、流域全体で治水対策に取り組むこととし、流域内の市とともに公共施設などを利用した、雨水貯留施設、浸透施設の設置や新たな開発に対する調整池の設置をよりきめ細かく指導するなど総合的な治水対策を進める。

なお、実施するに当たっては、動植物が生息できる護岸などの多自然型川づくりを進める。

- (3) 見沼地域における農業の総合的な振興を図るため、ほ場や農道・用排水路の整備をはじめ、不良になった暗きよ排水等の再整備や計画的な客土を進めるとともに、担い手農家への農地の利用集積等により、農業経営の高度化を促進する。

また、地域の主要な作目である植木の産地づくりや野菜、花き等の生産振興に必要な機械・施設の整備、流通システムの確立を図るとともに、高度な専門技術や経営技術を習得できる研修・指導体制の整備や生産組織の連携強化、農業後継者の組織化を図るなどして、産地の育成強化を担う優れたリーダーを育成・確保する。

さらに、これらに併せて都市との共存・共生関係の維持・強化に必要な農産物の直売所や観光農園、大規模市民農園等の整備を促進するとともに、農地の流動化や都市住民との連携を積極的に推進・支援する見沼農業センターの活動を充実強化し、都市と調和した特色ある農業の振興を図る。

- (4) 見沼田圃と台地の境界部に残されている斜面林は、「埼玉の原風景」ともいわれる見沼田圃独特の田園景観の重要な構成要素として都市住民にうるおいと安らぎを与えるとともに、農業生産上の防風機能、有機質肥料の提供、雨水の保水機能など数多くの機能を果たしていることから、今後積極的にその保全を図る。

(5) この基本方針により土地利用が著しく制限されることとなる場合及び相続の開始などによりこの基本方針にそぐわない土地利用が行われるおそれがある場合で、当該土地の所有者等から、当該土地の全部又は一部を買取り又は借り受けるよう申し出があるときは、埼玉県、さいたま市及び川口市は協調して買取り又は借受けを行う。

買取り又は借り受けた土地は、効率的な管理及び利用が行えるようにするため集約化を図ることとし、集約化した公有地等に（1）に記述する治水機能を併せ持つ都市公園等質の高い緑地環境を整備する。

なお、買取り又は借り受けた土地の集約化を図ることにより、農地の集約化も図られることとなり、安定的・効率的な農業経営に資するものである。

3 土地利用の基準

治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図るために、見沼田圃における土地利用の基準は次のとおりとする。

（1）農地、公園、緑地等としての土地利用

農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、建築基準法及び文化財保護法等諸法令に適合する外、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、土地利用を行うことができるものとする。

① 農地としての土地利用

田、畠、農道、農業用用排水路（管理施設を含む）、温室、農業者が組織する団体又は農業協同組合が設置する農業用施設及び農産物直売所、市民農園整備促進法に基づく市民農園の附帯施設並びに農地転用許可が不要なその他の農業用施設

② 公園としての土地利用

都市公園法に基づく公園又は緑地

③ 緑地等としての土地利用

ア 公共性の高い広場又は運動場

イ 立地限定性が高い道路、橋梁、調整池等の公共施設

ウ 適法に建築された建築物又は工作物の増改築

エ 市街化調整区域に関する都市計画決定の日以前からの宅地性を証することができる土地における自己用建築物の新築又は増改築及び自己用建築物としての用途変更

オ 治水機能を阻害せず、また洪水被害を受けるおそれの少ない場所に建築する分家住宅

④ ①から③に定めるものの外、見沼田圃土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会のいずれにおいても支障がないとされる土地利用

(2) 土地利用の技術的基準及び配慮すべき事項

- ① (1) の①の土地利用のうち、田又は畑の客土は別に定める基準に適合すること。
- なお、別に基準を定めるに当たっては、治水機能を保持しつつ安定的に農業を営むことが可能となるよう配慮するものとする。
- ② (1) の①の土地利用以外の土地利用は、次のア及びイに定める基準に適合するものであること。
- ア 別に定める緑化基準及び建築物等の面積、高さ等の基準
イ 別に定める調整池の設置基準
- ③ (1) の①の土地利用以外の土地利用を行うに当たっては、優れた景観の保持・形成を図るため、別に定める事項について配慮するものとする。
- ④ (1) の②並びに(1)の③のア及びイ並びに(1)の④の土地利用で、その規模が別に定める規模以上であるものにあっては、農業との調和が図られるよう留意しながら、自然環境を保全・創造するため、別に定める事項について配慮するものとする。
- ⑤ (1) の④の土地利用のうち、(1)の①の土地利用に準じて取り扱うことが適當と認められるものについては、②から④までの規定は適用しない。

(3) 土地利用申出書等

- ① 土地利用を行おうとする者は、あらかじめ知事又は市長に土地利用申出書を提出し、承認を受けるものとする。
- なお、法的手続きを必要とする土地利用にあっては、当該法的手手続きに先立って知事又は市長の承認を受けるものとする。
- ② 土地利用申出書の様式及び添付すべき書類等については別に定める。
- ③ 知事又は市長は、土地利用申出書を受理したときは、見沼田圃土地利用連絡会議の議を経て、当該土地利用がこの基本方針に照らし支障があるか否かを審査するものとする。
- ④ 知事は重要な土地利用案件については、見沼田圃土地利用連絡会議の議を経た後、見沼田圃土地利用審査会の意見を聞いて、当該土地利用に係る審査を行うものとする。

(4) 見沼田圃土地利用連絡会議

- ① 見沼田圃の土地利用について連絡・調整を行うため、埼玉県、さいたま市及び川口市で構成する見沼田圃土地利用連絡会議を設置する。
- ② 見沼田圃土地利用連絡会議の組織及び運営については、別に定める。

(5) 見沼田圃土地利用審査会

- ① 見沼田圃の土地利用について意見を聞くため、学識経験を有する者、農業者及び農業関係団体を代表する者で構成する見沼田圃土地利用審査会を設置する。
- ② 見沼田圃土地利用審査会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

- 1 この基本方針は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この基本方針は、今後の見沼田圃の土地利用の状況等を見た上で、見沼田圃土地利用審査会の意見を聞き、必要な見直しを行うものとする。
- 3 見沼田圃農地転用方針（見沼三原則、昭和40年3月5日第5回県政審議会決定）及び見沼田圃の取扱いについて（三原則補足、昭和44年11月5日第22回県政審議会決定）は、廃止する。

附 則

- 1 この基本方針は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本方針は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

- 1 この基本方針は、平成15年4月1日から施行する。